

食安輸発1214第1号
平成24年12月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産パプリカの取扱いについて

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年12月13日付け食安輸発1213第4号）に基づき、別表18に掲げる輸出者から輸出されたものにあつてはクロルピリホスに係る検査命令を免除しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮パプリカから基準値を超えるジフェノコナゾールが検出されたことから、当該輸出者より輸出されるパプリカにあつては、クロルピリホスに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

記

NH TRADING CO., LTD.

<違反事例>

1. 品名：生鮮パプリカ
2. 生産国：韓国
3. 輸出者：NH TRADING CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検疫所：福岡検疫所門司検疫所支所(下関分室)(届出受付番号:第92004798461-1)
6. 輸入者：株式会社 インファーム